

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和6年11月6日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2400138 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2400037 号

第 1 結論

請求者の A 社 B 事務所 (現在は、C 社) における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 60 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日に訂正し、同年 3 月の標準報酬月額を 11 万円とすることが必要である。

昭和 60 年 3 月については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

A 社 B 事務所を昭和 60 年 3 月 31 日付けで退職し、翌日から D 社で勤務しており、厚生年金保険の記録は継続しているため、A 社 B 事務所に係る年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

C 社が提出した組織別人員表 (60 年 3 月 31 日現在) によると、研修員として請求者の姓が確認できるところ、同社は、請求者の勤務期間は昭和 58 年 4 月 1 日から昭和 60 年 3 月 31 日までであり、厚生年金保険被保険者資格喪失年月日 (昭和 60 年 3 月 31 日) と整合していない理由は、当時の社会保険事務担当が退職日を昭和 60 年 3 月 30 日として手続をしたためと思われ、本来の同資格喪失年月日は昭和 60 年 4 月 1 日である旨回答していることから、請求者は、請求期間において A 社 B 事務所に継続して勤務し、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が厚生年金保険被保険者として勤務していたことに加え、同被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされている。

しかしながら、C 社は、請求者の昭和 60 年 3 月分の厚生年金保険料の控除について、請求者の退職日を同年 3 月 30 日として社会保険の手続をしていると思われるので、控除していない可能性が高いが、請求者に係る賃金台帳、源泉徴収簿等の資料がないため不明である旨回答している上、請求者も給与明細書等を所持していない旨陳述していることから、請求者の同年 3 月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

このほか、請求者の昭和 60 年 3 月分の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険の被保険者として、昭和 60 年 3 月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

他方、前述のとおり、請求者が請求期間においてA社B事務所に継続して勤務し、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていたと認められることから、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 60 年 4 月 1 日に訂正し、同年 3 月の標準報酬月額については、オンライン記録における同年 2 月の被保険者資格記録から 11 万円とすることが妥当である。

なお、昭和 60 年 3 月については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 九州(受)第2400136号

厚生局事案番号 : 九州(厚)第2400036号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所(後にB事業所、C事業所、D事業所及びE事業所へ名称変更)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年8月1日から同年12月15日まで

厚生年金保険被保険者記録によると、A事業所における資格取得日は昭和54年12月15日となっているが、同年8月1日から補助として勤務していたので、同日を資格取得日として年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A事業所が昭和54年*月*日未明に発生した近隣火災によって事業を休止することとなった以前から、同事業所に勤務していた旨主張しているところ、請求期間において同事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者は、請求者は火災発生後、同年12月15日に事業を再開するまでの間、仮設のプレハブで勤務し、車による業務も行っていた旨回答及び陳述していることから、請求者は、請求期間において期間の特定はできないものの、同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、請求者の雇用保険被保険者記録によると、請求期間における同記録はなく、E事業所に係る資格取得年月日は、昭和54年12月15日とされており、厚生年金保険被保険者記録と一致している。

また、A事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、請求期間から厚生年金保険の適用事業所でなくなるまでの間の事業主は、当時の資料は全くない旨、E事業所の事業を引き継いだとするF法人Gは、E事業所及び請求者に係る賃金台帳等の資料は保管していない旨回答している上、請求者も請求期間に係る給与明細書等を所持していないことから、請求者の請求期間における勤務実態について確認することができない。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求者の資格取得年月日の欄には「昭和54年12月15日」と記載され、オンライン記録と一致しており、同原票の記録が訂正されるなど不自然な形跡もない。

加えて、前述の原票の整理番号*番(昭和54年1月11日取得)から*番(請求者の整理番号の前)までの間に請求者の氏名はなく、同整理番号に欠番もないことから、請求者の厚生年金保険被保険者記録が欠落したとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について

確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。